



島根労働局発表
平成27年1月16日

担	雇用均等室
	室長 岡村 宏行
	地方短時間労働指導官 野口 肇子
当	Tel 0852-31-1161

1月19日（月）、くにびきメッセ（松江市）において 『改正パートタイム労働法等に関する説明会』を開催します

島根労働局（ふるたこうしょう古田宏昌）では、平成27年4月から施行される「改正パートタイム労働法」及び「改正次世代育成支援対策推進法」等についての、「改正パートタイム労働法等に関する説明会」を開催します。

報道機関の皆様には、県民の皆様への周知にご協力をお願いいたします。

（本件は、平成26年11月27日既報）

1 日 時 平成27年1月19日（月）13:00～17:00

2 会 場 くにびきメッセ1階 多目的ホール
（松江市学園南1-2-1）

3 内 容

・開会あいさつ 島根労働局長 古田 宏昌

・改正パートタイム労働法について

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

短時間・在宅労働課 課長補佐 まつもと あや
松本 彩

（改正ポイントは別添）

- ・改正次世代育成支援対策推進法について
- ・改正男女雇用機会均等法施行規則について
- ・改正労働契約法の無期労働契約への転換等について

4 対象者 事業主、企業人事労務担当者 約250名

パートタイム労働法の改正のポイント

少子高齢化、労働力人口の減少が進んでいる我が国において、雇用者全体の約3割を占めるパートタイム労働者は、経済活動の重要な役割を担っています。

近年は、役職者に登用されるなど、基幹的な役割を担うパート労働者も増加しています。

しかしながら、パートタイム労働者の待遇は、一般に、働きや貢献に見合ったものとはならず、通常の労働者と比較して低くなりがちであったり、一旦パートタイム労働者として就職すると、希望してもなかなか正社員になることが難しいといった問題があり、パート労働者の働く意欲を失わせてしまうような状況があります。

パートタイム労働法は、こうした問題を解消し、パートタイム労働者がその意欲や能力を十分に発揮することができる雇用環境を整備し、それぞれの働きや貢献に応じた待遇を得ることができる「公正な待遇の実現」を目指した法律です。

本法律では、事業主に対し、

- ① パートタイム労働者と通常の労働者（例 正社員）の均等・均衡待遇の確保推進するための措置
- ② 通常の労働者への転換を推進する措置

を講じるよう求めています。

今般の法改正は、

- ① パートタイム労働者のより一層の均等・均衡待遇を確保すること
- ② パートタイム労働者が納得して働くことができるようにすること

を目的に、

- ① 正社員と差別的取り扱いが禁止されるパートタイム労働者の対象範囲の拡大
- ② 「短時間労働者の待遇の原則」の新設
- ③ パートタイム労働者を雇い入れたときの事業主による説明義務の新設
- ④ パートタイム労働者からの相談に対応するための事業主による体制整備の義務の新設

といった改正が行われ、本年4月1日から施行されることとなっています。